### 京都市市有地等入札事務取扱要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、地方自治法、地方自治法施行令(以下「令」という。) その他別に定めがあるもののほか、京都市(以下「本市」という。) の保有する普通財産のうち、土地及び建物(以下「市有地等」という。) に係る競争入札(以下「入札」という。) による売却及び入札で落札者がなかった場合における随意契約による売却に関し、必要な事項を定めるものとする。(入札の公告)
- 第2条 市長は、入札により市有地等を売却しようとするときは、入札期日の20日(急を要する場合にあっては、10日)前までに公告するものとする。
- 2 前項の規定による公告は、京都市条例の公布等に関する条例第6条において準用する同条例 第2条第2項に定めるところによるほか、インターネットを利用して閲覧に供する方法により 行うものとする。
- 3 令第167条の6第1項に規定するその他入札について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 売却する市有地等(以下「入札物件」という。) の所在、面積及び予定価格
- (2)入札の日時及び場所
- (3)入札参加資格
- (4) 入札案内書の配布期間及び配布場所
- (5) 入札参加申込み方法及び必要書類
- (6) その他入札の実施に必要な事項

(入札参加資格)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しない。
- (1) 入札しようとする市有地等に係る事務に従事する職員
- (2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、 支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団 員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の 売買契約をしようとする者
- (6)入札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力 団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるも のの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとす る者
- 2 市長は、入札物件の個別事情を考慮して、前項に追加して入札参加資格を定めることがある。 (留意事項)
- 第4条 入札手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 建物付土地の予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない価格とし、落札金額の土地価格と建物価格の内訳は、予定価格の土地価格と建物価格の比率により市長が定める。

3 前項の規定にかかわらず、民法第579条の規定による買戻しの特約の登記を付することを条件とする入札物件の土地価格と建物価格の内訳については、入札案内書において別に定める。

(入札参加申込み)

- 第5条 市長は、入札に参加を希望する者(以下「入札希望者」という。)に対し、入札参加申 込み方法に定める申込受付期間内に次に掲げる書類の提出を求めるものとする。
- (1) 一般競争入札参加資格審查申請書(第1号様式)
- (2) 誓約書(第2号様式)
- (3)誓約書(京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式)
- (4) 申請者が法人である場合には、営業所所在地等報告書兼誓約書(第3号様式)
- (5) 申請者が法人である場合には、登記事項証明書(全部事項証明書)(発行後3箇月以内の ものに限る。)
- (6) 申請者が個人である場合は、住民票の写し(発行後3箇月以内のものに限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 入札の参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格者証(第4号様式)を交付する。

(入札保証金)

- 第6条 入札保証金の額は、京都市契約事務規則第7条2号に基づき、当該予定価格の100分の5に 相当する額(千円未満切上げ)とする。
- 2 前項に規定する入札保証金は、本市が発行する納入通知書により、本市が定める日までに支払わなければならない。
- 3 第1項に規定する入札保証金には、利子を付さない。

(入札)

- 第7条 入札しようとする者(以下、「入札者」という。)は、入札の際に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 入札書(第5号様式)
- (2)委任状(第6号様式)(代理人によって入札しようとする者に限る。この場合において、 復代理人は、認めない。)
- (3)入札保証金還付請求書(第7号様式)
- (4) 前条の規定により支払った入札保証金の領収書

(入札書の書き方)

- 第8条 入札書には、入札金額を記入のうえ、入札者(代理人が入札する場合は代理人)本人に おいて署名するものとする。
- 2 入札金額は、算用数字を用いて表示し、最初の数字の前に「¥」を付けるものとする。
- 3 建物付土地については、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記入するものとする。 (入札書の書換え禁止等)
- 第9条 市長は、いかなる理由があっても、既に入札者が提出した入札書の書換え、引換え又は 撤回を認めない。

(入札の無効)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1)入札参加資格のない者が入札したとき、又は第7条第1項第2号に規定する委任状及び一般競争入札参加資格者証を提出しない代理人が入札したとき。
- (2) 本市が定める期日までに入札書を提出しなかったとき。
- (3) 所定の入札書以外で入札したとき。
- (4) 本市が指定する方法以外で入札したとき。
- (5) 第6条に規定する入札保証金を支払っていないとき。
- (6) 予定価格を下回る額で入札したとき。
- (7) 同一入札物件につき、入札者又はその代理人が他の入札者の代理をしたとき。
- (8) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2枚以上の入札書で入札したとき。
- (9) 入札書に記載した入札金額に訂正があるとき。
- (10) 入札書に記載した主要事項(入札金額、入札者本人またはその代理人本人の署名をいう。 次号において同じ。)が明確でないとき、又は漏れているとき。
- (11) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記器具により主要事項を記入したとき。
- (12) 入札者が協定して入札をしたときその他入札に際し不正の行為があったとき。
- (13) 入札関係職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱したとき。
- (14) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、入札者又はその代理人と共同して対価を 決定するなど、公共の利益に反して競争を実施的に制限したとき。
- (15) その他入札に関する条件に違反したとき。

(開札)

- 第11条 入札の開札は、入札した場所において、入札後直ちに入札者の立会いの下で行う。
- 2 入札者又は代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。

(落札者の決定)

- 第12条 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が本市の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 前項に該当する者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(入札結果の公表)

- 第13条 開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び落札金額を他の入札者に知らせるものとする。
- 2 前項の場合において、入札の日の翌日以降、全落札者の落札金額及び落札者名(ただし、個人の場合は「個人」と表記する。)を公表する。

(入札の中止等)

- 第14条 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- 2 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事態が生じたときは、その執行を延期し、又は 中止することがある。

3 前2項に定める場合のほか、市長が必要と認めるときは、入札を中止することがある。

(入札保証金の還付)

第15条 入札保証金は、落札決定後、落札者を除き、第7条第1項第3号及び第4号により提出 された書類に基づき還付する

(入札保証金の帰属)

第16条 落札決定後、本市が定める日までに落札者が契約を締結しないとき(落札後、入札参加 資格を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。)は、その落札を無効とする。 この場合において、入札保証金は、違約金として本市に帰属するものとする。

(契約の締結)

- 第17条 売買契約は、入札案内書等の売買契約書(案)に基づき、落札決定後、本市が指定する 期間内に締結するものとする。このとき、落札者が法人である場合には印鑑証明書、個人であ る場合は印鑑登録証明書(いずれも発行後3箇月以内のものに限る。)の提出を求めるものと する。
- 2 落札者が落札した入札物件(以下「落札物件」という。)を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。
- 3 売買代金は、落札金額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、建物付土地の売買代金については、落札金額に第4条第2項で定めた比率に基づく建物に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(同条第3項の規定を適用する場合にあっては、別に定める金額)とする。

(売買代金の納入)

- 第18条 市長は、落札者に対し、次の各号のいずれかの方法で、売買代金の納入を求めるものと する。ただし、市長が必要と認める場合は、次の各号のいずれかの方法を指定することがある。
- (1) 売買契約締結と同日に、売買代金の全額を一括納入
- (2) 売買契約締結と同日に契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する額(円未満切上げ)を納入し、その後、市長が定める日までに売買代金と契約保証金の差額を納入
- 2 落札者が納入した入札保証金は、前項第1号の場合は売買代金に、同項第2号の場合は契約 保証金に、それぞれ充当するものとする。
- 3 第1項第2号により納入された契約保証金には、利子は付さないものとし、売買代金と契約 保証金の差額の納入があったときには、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

(契約保証金の帰属)

第19条 契約者が契約締結後に売買代金を納入しないとき(契約締結後、入札参加資格を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。)は、その契約を無効とする。この場合において、契約保証金は、違約金として本市に帰属するものとする。

(所有権の移転)

- 第20条 落札物件の所有権は、売買代金が完納されたときに移転するものとする。
- 2 落札物件は、現状のまま引き渡すものとする。
- 3 所有権移転登記の手続は、本市が行うものとする。

(公租公課等)

第21条 落札物件の売買契約書作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転登記に要する登録免

許税及び売買代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

(先着申込順による売却)

- 第22条 入札で落札者がなかった入札物件は、先着順で買受申込みを受け付け、随意契約で売却 することがある。
- 2 前項の契約による売買金額は、第2条第3項第1号に規定する予定価格とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、建物付土地の売買金額については、第4条第2項で定めた比率に 基づく建物に係る消費税及び地方消費税相当額を前項の予定価格に加算した金額(同条第3項 の規定を適用する場合にあっては、別に定める金額)とする。

(対象物件の周知)

第23条 市長は、前条の方法による売却を予定する入札物件がある場合は、これに係る買受申込受付の期間及び場所その他の買受申込みに必要な事項を、インターネットを利用した方法等により周知するものとする。

(買受申込み)

- 第24条 市長は、第22条の買受申込みを希望する者(以下「買受申込希望者」という。)に対し、申込受付時に次に掲げる書類の提出を求めるものとする。
  - (1) 市有財産買受申込書(第10号様式)
  - (2) 誓約書(第8号様式)
- (3) 第5条第1項第3号から第7号までに規定する書類
- (4) 委任状(第9号様式。買受申込希望者の代理人が申し込むときに限る。)

(契約予定者の決定)

第25条 第22条第1項の規定により買受申込みを受け付ける場合の契約予定者の決定方法は、別に定めるものとする。

(準用)

第26条 第3条、第4条及び第17条から第21条までの規定は、先着申込順による売却を行う場合 に準用する。

(雑則)

第27条 この要綱に定めるもののほか、入札による売却及び先着申込順による売却に関し必要な 事項は、行財政局資産イノベーション推進室長が定める。

附 則 (平成30年11月15日全部改正)

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

### 一般競争入札参加資格審査申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	代表者名)
	電話 — —

京都市市有地等入札事務取扱要綱第5条第1項の規定により、次の一般競争入札に係る参加者 の資格の審査を申請します。

入札実施日		年	月	日
	○物件番号			
	所 在 地			
1 刊 ) z 分 hn 之	○物件番号			
入札に参加を希望する売却物件	所 在 地			
	○物件番号			
	所 在 地			
	○物件番号			
(物件番号及び所在地は、入札案内書 で確認して記入してください。)	所 在 地			

#### 誓 約 書

私は、 年 月 日実施の市有地等売却に係る一般競争入札の参加 の申請に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 京都市市有地等入札事務取扱要綱第3条に規定する入札参加資格を有し ない者に該当しません。
- 2 入札に際し、京都市市有地等入札事務取扱要綱のほか、入札案内書の物 件調書、売買契約書(案)の各条項及び入札物件の法令上の規制を全て承 知のうえで参加します。
- 3 落札した物件の活用に当たっては、売買契約書(案)の各条項及び法令 上の規制を遵守します。

年 月 日

(宛先) 京都市長

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)

#### 【共有名義の場合】

共有者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

共有者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)

#### 営業所所在地等報告書兼誓約書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
法人の主たる事務所の所在地	法人の名称及び代表者名
	電話 — — —

京都市市有地等入札事務取扱要綱第5条第1項の規定により、営業所の実態について、下記の とおり報告し、かつ、記載した内容及び添付資料のすべてについて、事実と相違ないことを、ま た、この報告書を基に営業所実態調査(資料提出及び写真撮影等を含む。)を実施されるときは、 全面的に協力することを誓約します。

また、営業所実態調査において不備が発生したときには、貴市の改善指導に従い、改善後直ちに報告書を提出することを誓約します。

なお、この誓約にもかかわらず、実態調査の協力要請及び改善指導に従わないときは、貴市の いかなる処置についてもこれに従い、一切の異議の申立てを行いません。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	企業名の表示	□あり(設置場所	)	・□なし
	用途	□営業所専用・□併用(その他の用途		)
	所有権	□あり・□なし(なしの場合は、下欄にも記入してください。)		
営	貸主	住所		
営業所		氏名		
がの状		電話番号		
況	契約書の有無	□あり・□なし(なしの場合は、下欄にも記入してください。)		
	賃借の形態	営業所用建物は、(□代表者 □代表者親族 □役員)が、		
		□賃貸しています。		
		□無償で使用させています。		
		貸主氏名		

- 注 1 該当する□にレを記入してください。
  - 2 この報告書に基づいて、営業所の実態調査を実施することがありますので、その際は 御協力いただきますようお願いします。

裏面に次の資料を添付してください。

- (1) 営業所の付近見取図
- (2) 営業所の外観写真(社名入り看板(ない場合は表札)等、法人名を確認できるものを含めて撮影してください。)
- (3) 営業所内部の写真

(裏面)

(秋岡)	
営業所の付近見取図	
(地図の貼付可)	
(SCI 57 - SVIII 1)	
※ 北方向を記入して	
ください。	
<b>学業の利用です</b>	
営業所の外観写真	
(看板、表札等法人名	
を確認できるものを含	
むこと)	
※ ビルに入居されて	
いる場合は、その外	   貼付欄
	MIL CLUK
観写真を貼り、その	
入居階数等を()	
内に記入してくださ	
V 10	
入居階数等	
( )	
営業所内部の写真	
	貼付欄
1	

# 一般競争入札参加資格者証

様

京都市長

(担当 行財政局資産イノベーション推進室)

あなた(貴社)は、下記のとおり一般競争入札有資格者名簿に登載されたことを 通知します。

記

- 1 入札日 年 月 日()
- 2 入札事案 市有地等売却
- 3 入札物件 号物件

# 入 札 書

(宛先) 京都市長

			7
百	+	_	
			]     円
_	千 百		- 目 十 一

- ・ 算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- ・ 建物付土地については、消費税及び地方消費税相当額を含まない 金額を記入してください。

上記のとおり入札します。

年 月 日

入札者

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)

本	※入札者(代理人が入札する場合は代理人)本人の氏名を記入してください。
人	
自	
署	
欄	

#### 【入札の無効】

入札書の記載に関して、以下の要件に該当する場合、入札は無効となります。 誤記した場合は、用紙の再交付をお申し出ください。

- (1) 予定価格を下回る額で入札したとき。
- (2) 入札書に記載した入札金額に訂正があるとき。
- (3) 入札書に記載した主要事項(入札金額、入札者本人またはその代理人本人の署名をいう。)が明確でないとき、又は漏れているとき。
- (4) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記器具により記入したとき。

# 委 任 状

私は、 年 月 日実施の市有地等売却に係る一般競争入札に参加するに

当たり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

年 月 日

一般競争入札有資格者		住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
		記
1	委任する権限	
	市有地等(	号物件)売却の一般競争入札に関する一切の権限
2	代理人	
	住所	
	氏名	

注 委任状は、入札当日に、入札しようとする物件ごとに必要です。

	入才	儿保	証金	還付請	求書		
				請求日	: 4	年 月	月
(宛先) 京都市長							
年 月	日実施	の市有	地等売却に	係る一般競	争入札への	参加に際し	て納付した
入札保証金につい	て、落札と	ならな	かった(辞:	退含む)ため、	下記のと	おり還付を	請求します
1 物件番号、所	在地番、請	求金額	(納付済額	į)			
物件番号	所	在地番	京都市	区			
請求金額							円
請求の内訳	号物件	に係るノ	人札保証金			F	Э
			*	金額の先頭に	に「¥」等	を記入して	ください。
2 請求者							
住所	〒 -	_					
(所在地)							
 氏名							
(名称及び							
代表者名)							
1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
3 振込口座							
金融機関	1名	JE	<b>店舗名</b>	預金	種目	口座	番号
				□普通	□当座		
				□貯蓄	□その他		
口座名義							
(フリガナ)							
口座名義							
(漢字等)							
· ・ ・	0日虚力学!	)- T -	H +> +n +1 >3	* 1. 日 . 1. 1	ファナノゼ	ナル ナた	口应夕美

- ※1 請求者及び口座名義人は、入札参加申込者と同一人にしてください。また、口座名義 人は振込口座の名義を正しく記載してください。
  - 2 ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。

#### 誓 約 書

私は、 年 月 日実施の市有地等売却に係る一般競争入札において入札者のなかった物件の買受申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 京都市市有地等入札事務取扱要綱第26条において準用する第3条に規定する入札参加資格を有しない者に該当しません。
- 2 申込みに際し、京都市市有地等入札事務取扱要綱のほか、入札案内書の 物件調書、売買契約書(案)の各条項並びに売却物件の法令上の規制を全 て承知のうえで申し込みます。
- 3 買い受けた物件の活用に当たっては、売買契約書(案)の各条項及び法令上の規制を遵守します。

年 月 日

(宛先) 京都市長

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)

#### 【共有名義の場合】

共有者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

共有者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)

## 委 任 状

年 月 日

私は、 年 月 日実施の市有地等売却に係る一般競争入札において 入札者のなかった物件の買受申込みに当たり、下記のとおり代理人に権限を委任し ます。

買受申込者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)

記

1 委任する権限

市有地等 ( 号物件) の買受申込みに関する一切の権限

2 代理人

住所

氏名

注 委任状は、買受けしようとする物件ごとに必要です。

### 市有財産買受申込書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申込者の住所(法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)	申込者の氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名。
	電話(  )  -

京都市	市公有財産規則第40条の規定により申し込みます。
種別	
所 在 地	
数量	
買受目的	

- 注1 代表者とは、法人その他の団体を代表して申請する権限を有する者を指し、代表取締役等の代表者のほか、代表者から権限を委任された者(事務所又は事業所の長等)を含みま す。 2 この申込書には、買い受ける財産の所在地を明示した図面を添付してください。